

桜井市告示 第 324 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した
特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように告示する。

令和 4 年 12 月 15 日

桜井市長 松井 正剛

特定生産緑地の指定

内 容	面積	地区数	指定期限日
特定生産緑地 (令和 3・4 年度指定申出分)	約 35.17ha	232 地区	令和 14 年 12 月 25 日

「区域は別紙及び指定図表示の通り」